

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(か) ■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和1年11月2日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区内幸町1丁目 ■■■

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-■■■-■■■

受付時間 9:00~20:00(日、祝日は除く)

公的機関に類似した 差出人からのハガキ

差出人例)

民事訴訟管理センター

最終告知相談窓口

国民訴訟通達センター

消費者相談センター

訴訟通知センター など

「訴訟をする」
「差押えをする」など
不安をあおるようなことが書かれています。

民事訴訟最終通知書

管理番号 (あ) ■■■

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致します。

管理番号(あ) ■■■ 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、ご連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差押え及び動産、不動産の差押えを強制的に履行させていただきますので、その旨了承して頂くようお願いいたします。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っております下記までお問合せ下さい。書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和元年 11月11日

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

〒100-0013 東京都千代田区霞が関2丁目 ■■■

最終告知相談窓口

取り下げ等の相談窓口 / 03(■■■) ■■■